

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者を対象に、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付または徴収する手続きです。

年末調整の内容は、勤務先からお住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市民税・府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を勤務先へ提出していることが必要です。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除（2年目以降）を申告する書類を提出する必要があります。

給与の年末調整

TEL 06・6992・1456

お知らせ

従業員の給与支払報告書の提出

給与の支払者(事業主)には、原則として給与支払報告書の提出が義務付けられています。市内在住の従業員がいる場合は、給与支払報告書(総括表)を送付しますので連絡してください。また、個人市民税・府民税の特別徴収(給与から差し引き)にご協力ください。

TEL 06・6992・1456



オンライン予約はこちら



11月の市民無料相談

注 祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日でも実施する場合があります。法律相談の同一内容の相談は原則1回です。

種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談(弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00~16:30	オンライン(相談日の1週間前の0:00から) 電話(相談日の1週間前の9:00から)	市役所1階 市民相談室 101・102	人権室 TEL 06-6992-1512
	法律相談(司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	第2・3・4火曜日 14日・21日・28日(火)	13:00~15:00			
	登記相談(司法書士)	相続・贈与などの登記(1人30分・先着4人)	第2水曜日 8日(水)	13:00~15:00			
	税務相談(税理士)	相続・所得・贈与税など(1人30分・先着6人)	第2金曜日 10日(金)	13:00~16:00			
	行政書士相談(行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など(1人30分・先着6人)	第1火曜日 7日(火)	13:00~16:00			
	不動産一般相談(宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など(1人30分・先着6人)	第1火曜日 7日(火)	13:00~16:00			
行政	行政相談(行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	第4火曜日 28日(火)	10:00~12:00	前日まで	市役所5階 相談室507	
	人権相談	人権相談員による相談 人権擁護委員による相談 人権相談員による電話相談	毎週月・水・金曜日 毎週木曜日 第2・4金曜日 10日・24日(金)	9:00~12:00 13:00~16:00 17:00~20:00	当日直接 当日電話		
人権相談	女性のための悩み相談	心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による女性のための相談(1人50分)	第1・2・3・4火曜日 7日・14日・21日・28日(火)	13:00~16:00	オンライン、電話		
	LGBTQ+人権相談	トランスジェンダー当事者・柴谷宗叔氏によるLGBTQ+人権相談	第2木曜日 9日(木)	17:00~20:00			
福祉	福祉の総合相談	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談	平日	9:00~17:30	当日直接	市役所7階守口市 社会福祉協議会 藤田事務所 (藤田町4-20-1) 西部 コミュニティセンター 北部 コミュニティセンター 錦 コミュニティセンター 八雲東 コミュニティセンター 南部エリア コミュニティセンター 東部エリア コミュニティセンター	守口市 社会福祉協議会 TEL 06-6992-2715
			平日	10:00~16:00 (各コミュニティセンターの開催日時を除く)			
			第1火曜日 7日(火)	10:00~12:00			
			第2火曜日 14日(火)				
			第3火曜日 21日(火)				
			第4火曜日 28日(火)				
			第2木曜日 9日(木)				
			第3木曜日 16日(木)				
生活	生活不安や仕事の相談	暮らしや仕事など、さまざまな困り事など	平日	9:00~17:30	電話	市役所6階 くらしサポート センター守口	くらしサポート センター守口 TEL 0800-200-8011
			第2・4日曜日 12日・26日(日)	9:00~13:00			
介護	介護保険について	弁護士による介護保険サービスに関する苦情相談(1人1時間以内)	第2水曜日 8日(水)	15:30~17:30	前日までに電話	市役所1階 市民相談室102	くすのき広域連合 TEL 06-6995-1516 同連合守口支所 (高齢介護課内) TEL 06-6992-2180
空き家	空き家不動産無料相談会	空き家、不動産に関する困り事など	第4月曜日 27日(月)	10:00~12:00	電話	市役所1階 市民相談室101	(公社)全日本不動産協会大阪東支部 TEL 06-4250-9191
植物	みどりの相談窓口	植物を育てる上での困り事など	第3木曜日 16日(木)	13:00~16:00	電話	大枝公園	大枝公園 TEL 06-6991-8248
進路	進路選択などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00~17:30	電話	市役所6階 学校教育課	学校教育課 TEL 06-6995-3151
子育て	育児相談	子育ての不安や疑問など(妊娠中から相談可)	月~土曜日	9:00~17:30	不要	市役所3階 あえる	あえる TEL 06-6995-7833

令和6年2月16日(金)~3月15日(金) 午前9時~午後4時

令和5年分所得税等の確定申告期間と相談

なお、医療費控除を受けたり、初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署(場合により市)へ申告書を提出する必要があります。

また、ふるさと納税においてワンストップ特例制度を利用していても、確定申告もしくは住民税の申告をする、この特例が適用できないため、申告の際に寄附金控除をあわせて申告する必要がありますのでご注意ください。

TEL 06・6992・1456

個人市府民税のよくある質問

TEL 06・6992・1456

年の途中で守口市からほかの市区町村へ引っ越し(転出した場合)、個人市・府民税は、原則その年の1月1日現在に住居登録をしている市区町村で課税されます。そのため、年の途中で守口市からほかの市区町村へ引っ越し(転出した場合)でも、守口市で課税されます(転出先の市区町村では翌年から課税となります)。

TEL 06・6992・1456

門真税務署からのお知らせ

※令和6年1月4日(木)~2月15日(木)の門真税務署での確定申告の相談は、電話での予約制です。

市税は納期内に納めましょう

TEL 06・6992・0181

また、ふるさと納税においてワンストップ特例制度を利用していても、確定申告もしくは住民税の申告をする、この特例が適用できないため、申告の際に寄附金控除をあわせて申告する必要がありますのでご注意ください。

また、マイナンバーカードを利用し、マイナンバーカードを
▽利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)
▽署名用電子証明書の暗証番号(6~16桁の英数字)
も併せて用意してください。

自宅からでも確定申告ができます!
申告会場は毎年大変混雑しており、来場者数によっては早期に受け付けを終了する場合があります。

申告は自宅のスマートフォンやパソコンからの申告書の作成・送信ができる便利なe-Taxでの確定申告もおすすめです。

TEL 06・6992・0181

また、固定資産税・都市計画税の第4期の納期限は、11月30日(木)です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

なお、病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

TEL 06・6992・1852 / 1854

ニュースポーツを楽しもう

日時	11月12日(日) 13:00~16:00
場所	中部エリアコミュニティセンター 体育室
内容	シャトルボード・スリータッチボール・卓球・ポッチャ・輪投げ・パッゴウ・モルック

TEL 06-6995-3158